

**かすみがうら市LED防犯灯照明器具
賃貸借事業**

プロポーザル実施要領

**令和8年1月
かすみがうら市**

かすみがうら市防犯灯LED照明器具賃貸借事業 プロポーザル実施要領

1 趣旨

かすみがうら市(以下「本市」という。)には、現在約6,300灯の防犯灯が設置されている。

平成27年度にESCO事業により、寿命が長く電気料金などの維持管理費を抑える目的で照明器具をLED化したが、導入から10年が経過し、設計寿命を超えたことにより照度が落ちつつある。

これらの照明器具を交換することによって、市内道路の夜間における明るさを確保し、市内の防犯体制を強化することを目的とする。

本要領では「かすみがうら市 LED 防犯灯照明器具賃貸借事業」を受託する事業者(優先交渉権者)を公募型プロポーザル(以下、「本プロポーザル」という。)により選定する手続き等について必要な事項を定める。

2 事業概要

項目 内容	内容
件 名	かすみがうら市 LED 防犯灯照明器具賃貸借事業
事業内容	別紙「かすみがうら市 LED 防犯灯照明器具賃貸借事業仕様書」とおり
契約方式	賃貸借契約(維持管理含む)
契約期間	契約日 令和8年3月下旬(予定) ア.防犯灯照明器具更新期間(電力契約照合を含む) 令和8年4月1日令和9年3月31日まで イ.賃貸借及び維持管理期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで
契約終了後の対応	契約期間終了後、LED防犯灯照明器具及び防犯灯管理システムの設備等については無償譲渡とする。
対象施設	かすみがうら市内全域(管理番号が付されている防犯灯等) 別紙「かすみがうら市 LED 防犯灯照明器具賃貸借事業仕様書」とおり
事業費限度額	金242,880,000円／10年間(消費税額及び地方消費税相当額を含む)以内
その他	予算額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。 【本プロポーザルの実施条件】 本プロポーザルに要した全ての費用について本市に請求することができず、参加者の負担とする。

3 事業全体スケジュール(予定)

内 容	日 程
公募開始(ホームページ掲載)	令和8年1月6日(火)
実施要領の公表期間	令和8年1月6日(火)から令和8年1月20日(火)まで
質問書受付期間	令和8年1月6日(火)から令和8年1月14日(水)まで
質問回答期限	令和8年1月16日(金)
参加表明書受付期間	令和8年1月6日(火)から令和8年1月20日(火)まで
提案要請書の通知	令和8年1月23日(金)※電子メールで送信・通知発送
企画提案書提出期限	令和8年2月10日(火)
一次審査(書類審査)結果通知	令和8年2月17日(火)※電子メールで送信・通知発送
プレゼンテーションによる審査	令和8年2月25日(水)予定
優先交渉者の選定結果及び通知	令和8年3月10日(火)予定※通知発送
契約締結	令和8年3月下旬予定

4 参加条件

本実施要領公表の日から企画提案書の提出日までの期間において、応募者又は応募者の構成員は次に掲げる条件を満たすこと。

- ① 単独企業あるいはグループ構成(複数の企業の共同体)とし、構成員は日本国内の企業であること。
- ② 1グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者及び構成員となることが出来ない。
- ③ 別紙仕様書に定める業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ④ 事業運営、維持管理及びシステムサポートを円滑に実施でき、また迅速な対応ができること。
- ⑤ 構成員には、LED防犯灯照明器具のリース事業及び維持管理業務の実績を有する者が含まれていること。
- ⑥ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないものであること。
- ⑦ かすみがうら市契約規則(令和2年規則第11号)第2条第2項の規定による当市における入札参加資格の制限を受けていないこと。
- ⑧ 官公庁による指名停止等の期間中でないこと。
- ⑨ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- ⑩ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑪ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には役員(役員として登記又は出されてはいないが実質上経営に関与している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、かすみがうら市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等(以下、「暴力団関係者」という。)でない者及び役員等、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。また、かすみがうら市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成17年告示第149号)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- ⑫ かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第4条第1項に該当する者でないこと。
- ⑬ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

5 役割

事業者は次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

項目	役割
事業役割	本市との窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う
設計役割	設計・計画・管理に関する業務すべてを実施する
施工役割	施工に関する業務すべてを実施する
その他の役割	上記以外の維持管理、金融、設備供給、防犯灯照明器具の状況の把握などに関する業務を各自実施する

6 提出書類の取得

各様式は、かすみがうら市ホームページ上に掲載するものとし、各自ダウンロードするものとする。

7 プロポーザルに関する質問について

本プロポーザルに関する質問の提出方法等は次のとおりとする。なお、質問内容はプロポーザル参加申し込み及び企画提案に係るものに限り、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

項目	内容
提出書類	質問書(様式第1号)
受付期間	令和8年1月6日(火)から令和8年1月14日(水)まで
提出方法	電子メール(koutsuu@city.kasumigaura.lg.jp) ※送信後、必ず到達確認の電話連絡をすること。
提出先	かすみがうら市役所 市民部 環境防災課 防災防犯担当
回答	ホームページにて随時回答を掲載

8 参加表明書および資格確認書類の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に定める書類を提出すること。なお、書類の提出にあたっては、「かすみがうら市 LED 防犯灯照明器具賃貸借事業プロポーザル提出書類様式」を参照すること。

項目	内容
提出書類	参加表明書(様式第2号)
	企業概要書(様式第4号)
	関連事業実績一覧表(様式第6号)
	「4 参加条件」の⑩を満たすことを証する書類(写し可)
受付期限	令和8年1月6日(火)から令和8年1月20日(火)【土日・祝日を除く】
提出方法	持参または簡易書留による郵送 ※持参による提出の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとし、書類の確認を行うため事前に連絡すること。 ※郵送による提出の場合は、提出期限内に必着とする。
提出先	担当窓口:かすみがうら市 市民部 環境防災課 防災防犯担当 住所:〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461番地 電話:0299-59-2111 FAX:0299-59-2130

※事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する協定書をグループ構成表と併せて提出すること。

9 企画提案書の提出について

本プロポーザルへの参加表明書を提出したものは、次に定める書類を提出すること。

項目	内容	
提出書類	企画提案書(様式第7号)	業務工程表(任意様式)
	見積書(任意様式)	その他企画提案に必要な書類
受付期間	令和8年1月23日(金)から令和8年2月10日(火) ※土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとする。	
提出方法	持参または簡易書留による郵送(必着)	
提出先	提出窓口:かすみがうら市役所 市民部 環境防災課 防災防犯担当 住 所:〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田461番地	
企画提案書等の作成方法	・A4サイズ(縦・横は自由)を基本とする。内容は簡潔にわかりやすくまとめること。 ・工程表は賃貸借開始以降(維持管理を含む)のスケジュールについても記載すること。 ・防犯灯及び管理システムの仕様・管理・保守等について記載すること。	

※参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限の前日までに提案辞退届(様式第8号)を担当窓口に持参または郵送にて提出すること。

10 一次審査(書類審査)

提出された企画提案書に基づき、書面による内容審査を行い、下記事項を満たしたと判断された事業者に対し、一次審査合格の連絡を行う(電子メールを送信の上、書面にて通知。)

- ア 提出された書面内容に不備がないこと。
- イ 本実施要領及び仕様書、提案書提出届に定める事項が漏れなく記載されていること。
- ウ 本実施要領および仕様書に定める事項、その他関係する法律規則等を遵守した提案であること。

11 プレゼンテーション審査

一次審査合格の通知を受けた事業者については、提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととする。

項目	内容
審査日時	令和8年2月25日(水)予定 ※詳細な時間は一次審査結果通知の際に通知する。
場 所	かすみがうら市役所千代田庁舎 防災センター2階 研修室(大)
所要時間	プレゼンテーション20分以内、質疑10分程度
参加人数	最大3名まで
説 明	プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うこととする。 また、プレゼンテーションで使用する機器などは各自持参すること。 (ただし、スクリーンは市にて用意するものとする。)

12 審査・選定方法

事業者選定の審査については、かすみがうら市LED防犯灯照明器具賃貸借事業に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置し、審査・選定を行う。

(1)評価項目・配点

評価項目及び配点については、次のとおりとする。(合計100点)

評価項目	評価基準	配点
業者評価 会社概要	安定的・継続的なサービス提供が可能な会社であるか。	5

	事業者の実績	他市町村での防犯灯賃貸借事業の実績	5
提案評価	更新工事	<ul style="list-style-type: none"> 器具の更新について、適切な施工体制であり、工期内に完了可能な工程が組まれているか。また、工事に際し柔軟な対応が可能か。 LED照明製品の規格、品質に信頼性がある。 LED照明の大きさ、重さ、形状が電気工事従事者にとって容易である。 	15
	地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 事前の工事実施に関する周知及び配慮の準備がなされているか。 更新工事に際し、地域住民や通学・通勤時間帯に対する配慮がなされているか。 工事期間中の住民対応を行う準備がなされているか。(民地での作業が発生した場合の住民在宅時、不在時対応等の工夫を評価) 	10
	地元経済活性化への寄与	地元業者の積極的な活用など、本市内の経済への活性化に貢献できる提案であるか(地元事業者活用時に支払われる金額、地元業者の活用方法及び活用体制)	10
	環境面への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 既設防犯灯等の廃棄物の処分等について、計画が具体的であるか。 農作物への育苗被害対策を行うオプションがある。 	5
	賃貸借期間中における維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 不点灯など緊急時に迅速かつ柔軟に対応できる体制が構築されているか。 迅速な故障復旧体制が構築されている。 10年間の継続した対応(全灯に対しての保険対応や現地確認)が可能な体制ができているか。 住民問い合わせ時にスムーズな対応ができる。 	30
	管理システムの構築及び保守	<ul style="list-style-type: none"> 情報確認や位置検索といった機能の利便性が高く、また、データ更新やシステムサポートに優れた提案であるか。 管理システム等が事業者、工事会社、担当課が同じ情報を相違なく伝達できる体制が整えられている。 	10
価格評価	コストの妥当性	提案内容に対し見積額が適切であるか。	10

(2)優先交渉権者の選定

- ア 審査委員会での採点の合計が最高点である参加事業者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者として選定する。
- イ 最高得点者が2事業者以上となった場合は、提案価格が低い事業者を第1優先交渉権者として選定する。
- ウ 第1優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、又は失格事項が判明した場合は、第2優先交渉権者との契約協議を行う。
- エ 参加事業者が1事業者であった場合は、合計得点が6割以上であることを条件に当該参加事業者優先交渉権者として選定する。

(3)審査結果の通知

審査結果は、すべての参加事業者へ通知する。ただし、審査結果は合否のみの通知とし、審査内容、採点、順位などは通知しないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

13 契約手続き

交渉者を選定し次第、本市は速やかに当該事業者と契約に関する協議を行い、賃貸借契約を締結する。契約後の支払いについては、賃貸借期間が開始する年度からとする。

14 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る書類作成及び提出などに要する費用はすべて参加者負担とする。
- (2) 提出された書類等の返却はしないものとする。
- (3) 応募者の提案は1件を上限とする。
- (4) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市が認めたときはこの限りではない。
- (5) 提出した書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めた場合は、これに応じること。
- (6) その他本要領に定めのない事項について周知が必要な場合は、本市のホームページにて周知する。